

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

営業所名称

営業所所在地

作成年月日

手引書の内容の確認欄

施設長	
衛生管理責任者	
清掃責任者	
設備責任者	

1. 構造設備の概要

洗面用水（水道水・井戸水・湧水） → 直結・受水槽（有効容量_____m ³ ）	
浴槽に使用する水の種類（水道水・井戸水・湧水・温泉） → 温泉____種類	
浴槽に使用する循環していない湯を貯留する貯湯槽（有・無） → 原湯・上がり用湯	
有の場合	☐ （1）全ての箇所において 60℃以上を保持する加温装置（有・無）
	☐ 貯湯槽に温度計の設置（有・無）
	☐ （2）貯湯槽内の湯水の消毒設備（有・無）
	☐ 完全に排水できる構造である
☐ 新鮮湯水は、循環配管等（昇温装置含む）に接続せず、湯面より上から落とし込む構造である	
☐ 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（有・無）	
有の場合	清掃等の管理は（施設・温泉供給元（_____））
ろ過器（有・無）	
有の場合	☐ ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい
	☐ ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（砂・その他（_____））
	☐ 集毛器（ヘアキャッチャー、HC）はろ過器の前に設置されている
	☐ 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	☐ 完全に排水できる構造である
浴槽水の循環配管（有（ろ過器・昇温装置・その他_____）・無）	
有の場合	☐ 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	☐ 完全に排水できる構造である
	☐ 定期的に清掃、洗浄又は消毒を行える構造である
水位計（有（配管式・センサー式）・無）	
配管式 有	☐ 定期的に生物膜を除去できる構造である
オーバーフロー回収槽（有・無）	
有の場合	☐ 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	☐ 浴槽水とは別に消毒する設備がある
	☐ オーバーフロー環水管を直接ろ過循環の配管に接続していない
	☐ 床排水が流入しない構造である
打たせ湯（有・無） ☐ 循環湯を使用していない	
シャワー（有・無） ☐ 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（有・無）	
有の場合	☐ 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	☐ 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	☐ 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（両方有・内湯のみ・露天風呂のみ）	
有の場合	☐ 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

浴槽の名称	ろ過器の有無	容量	ろ過器の処理能力	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	

2. 浴槽水の水質検査

① 実施頻度

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	
サンプルングする水	
サンプルングの時間	
サンプルング場所	

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
3	大腸菌	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：_____

名称：_____

電話番号：_____

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

① 実施頻度

② サンプルング場所

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5 度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2 度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	p H	5.8 以上 8.6 以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1 リットル中 3 ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1 リットル中 25 ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない（100 ミリリットル中に 10cfu 未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：_____

名称：_____

電話番号：_____

4. 浴槽の日常清掃

5. ろ過器の管理

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

8. 水位計配管の消毒

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

1 4. 調節箱の清掃

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

1 7. その他の必要な事項